

「第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年4月7日（火）19時30分

都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

本日の会議につきましても、前回と同じように、この庁議室への出席人数に関しまして、限定をして開催いたします。なお、この場に参集していない各局の局長等につきましては、スカイプの通話により会議に参加をしております。

それでは資料に基づきまして進行してまいります。

まずは「新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応」です。現在の状況、主な国、地域ごとの発生状況及び国内の発生状況につきまして4月6日の12時時点の情報を挙げているところです。

都の発生状況ですが、1116名。これは昨日20時時点での状況になっております。

一枚おめくりください。国の動き、それからもう一枚おめくりいただいて都の動き、そしてもう一枚おめくりいただいて昨日の時点で東京都緊急事態措置案として公表をしたところです。

「新型コロナウイルス感染症への各局の対応」でございます。総務局は、「新型コロナウイルスのコールセンター」を設置いたしました。また宿泊施設における、感染者への支援のため、自衛隊の派遣要請をしております。

福祉保健局は、感染者の患者を受け入れるため、ホテル等の施設を都が確保をして、本日から運用をしております。

教育庁は、新型コロナウイルス感染症対策における緊急事態宣言に伴う都立学校の対応等を通知予定としております。

次に、専決処分によります条例制定ということにつきまして、総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

私からは、まず、「新型コロナウイルス感染症対策に関連して新設する2つの条例」について、ご説明いたします。

まず、「東京都新型コロナウイルス感染症対策条例」であります。この条例については、新型コロナウイルス感染症に対する措置の強化を速やかに行うため、本日4月7日（火曜日）に専決処分を行ったものでございます。

本条例では、都の責務や都民及び事業者の責務を定めるとともに、知事の附属機関として、新たに東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会を設置することがポイントとなっております。

審議会の委員は5人以内とし、感染症対策の専門家、弁護士、経済に精通する有識者をお願いすることとしています。

次に、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例でございます。本条例では、新型コロナウイルスのまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るため、都の行政手続に対して特別措置を実施するための手続を定めるものでございます。

具体的には、①行政上の権利利益満了日を延長すること、②期限内に履行されなかった行政上の義務の免責の規定を設けることとしています。

この条例については、緊急事態宣言後、法令に基づく行政手続に係る政令が、国から発出される予定となっております。都としては、その政令を踏まえて、今後、専決処分を実施する予定のものです。条例につきましては以上であります。

引き続き、職員食堂及び売店等の取扱いについてでございます。

今回、緊急事態宣言が発令されたことによりまして、職員食堂等を一定期間休業等とさせていただきたいと思っております。

まず、第一・第二本庁舎の職員食堂については、食堂としては機能を停止いたしまして、弁当販売のみを行います。職員は弁当を購入した上、自席に戻って食事を摂ってもらうこととなります。

また、都民広場地下1階の専門食堂については休業といたします。売店等についても同様です。

これらの取扱いについては、4月8日から当面の間といたします。休業等の詳細は資料をご覧ください。

なお、各局の皆さんにおかれましては、感染症の感染拡大防止の観点から、引き続き昼休み（休憩時間）の分散化を積極的に活用するとともに、利用の際には、列の間隔を空けるいわゆるソーシャルディスタンスをしっかりと確保するようご協力をお願いしたいと思います。説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。そのほかに発言のある局長等ございますか。

スカイプで参加されています局長等でご発言がありましたら、ミュートを解除していただきまして局名をご発言ください。よろしいですか。

それでは本部長、知事の方からお願いいたします。

【知事】

ご承知のように、本日夕刻、政府によりまして7都府県を対象に、緊急事態宣言が行われました。

東京都は、全域を対象として4月7日から5月6日までのほぼ1ヶ月程度の期間が示されたところでございます。

この緊急事態宣言を受けまして、都としてまずは感染拡大防止のために最も重要なものとして、都民に対して4月8日午前零時から特措法第45条第1項に基づきます外出の自粛要請を行うことといたしました。

また、対象施設等の範囲については、国との調整が必要なものがございまして、これについては、引き続き国との調整を行うところであります。

状況は緊迫しております。都としては、具体的な内容について鋭意、国と調整を行うが、東京の厳しい状況を鑑みて、4月9日（木）に都の施設使用制限に関する成案を得、翌日10日に発表し、外出自粛の効果等を踏まえ、翌々日11日から実施する予定です。

昨日お話しした緊急事態措置に対しての都民や事業者のご質問や不安に応える為に設置した、「緊

急事態措置相談センター」については、本日9時に業務を開始したところであります。

先日お話した、緊急事態宣言後の都庁の体制につきましては、明日から新型コロナウイルス感染症拡大の防止やライフラインの維持等に従事する職員を除き、概ね2割程度の出勤に抑えることといたします。

新たに発生する業務については、業務の休止、縮小等により生じた各局の職員を応援要員として、機動的・機能的に実効性のある業務遂行体制の構築をいたしてまいります。

最後に都民そして事業者の皆様へのお願いになりますが、本日の緊急事態宣言を受けまして、改めて意識の変容を図る、意識を変えていく。これからの30日間で新型コロナウイルスを封じ込める強い意識をもって行動していただきたいと存じます。

自分を守る、大切な人を守る、そして、社会を守るためご不便もおかけいたしますけれども、措置の内容につきましてご理解、ご協力を賜りたい、そしてこの国難を都民一丸となって乗り越えていきたいと存じます。どうぞご協力よろしく願いいたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。以上で、「第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を終了いたします。